



環保第541号

令和元年（2019年）11月21日

消防保安課長
農林水産政策課長 } 様

環境保全課長

油流出事故の未然防止等の周知について（依頼）

このことにつきまして、別添平成29年9月20日付け環保第443号「油漏えい事故防止に係る注意喚起について（依頼）」により貴課関係機関を通じた構成員等への注意喚起をお願いしているところですが、県内では依然として管理不備や操作ミスといった人的ミスにより事業場の貯油施設等から油類が流出し、周辺河川や海等を汚染する事例が後を絶ちません。

つきましては、貴職におかれましては、貴課関係機関を通じて同構成員等に対して油流出事故発生 of 未然防止に努めるとともに万一油流出事故が発生した場合には速やかな被害拡大防止及び関係機関への連絡を行うよう、周知いただきますようお願いいたします。

注意喚起ページ URL（別紙啓発資料も掲載しております）

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_622.html

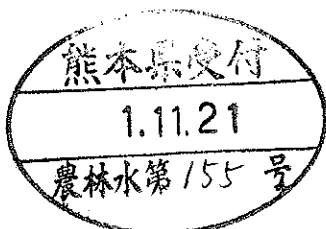
お問合せ先

環境保全課水質保全班

担当 黒木、高木、松崎

Tel:096-333-2271

e-mail: kuroki-r@pref.kumamoto.lg.jp



環保第443号
平成29年9月20日

農林水産政策課長 様

環境保全課長

油漏えい事故防止に係る注意喚起について（依頼）

このことについて、冬季が近づくとつれて、暖房用の油等の使用機会が増えます。油に触れる機会の増加に伴い、油漏えい事故の発生が危惧されます。

一度、油漏えい事故が発生すると、環境への悪影響のみならず原因者にとっても多大な負担を被ることになります。

最近では下記の事例のとおり、少しの注意で防げる事故も発生しており、油漏えい事故の未然防止のための注意喚起が重要と考えています。

つきましては、油漏えい事故の未然防止のため、貴課管轄部署にて、注意喚起に努めていただきますよう御協力をお願いします。

なお、参考までに啓発資料の例を添えますので適時、御活用ください。

また、県内各市町村に対しては別途、同様の内容にて協力依頼をしていることを申し添えます。

記

事例1

貯油タンクのふたを閉め忘れたことにより、タンク内に雨水が混入し、油がオーバーフローし、流出したと推測される事例。

事例2

油が入ったドラム缶が横転した際、ドラム缶が腐食していたため、破損し、油が流出した。

お問合せ先
環境保全課
水質保全班 担当 宮本 大川 榮田
Tel:096-333-2271
e-mail:miyamoto-s-dh@pref.kumamoto.lg.jp